

不動産の売買契約中に買主に相続があった場合の評価

1. 相続税計算における評価上の問題点

土地や建物の売買契約締結後、その契約に係る引渡ししが未了の状態でご買主に相続が開始した場合には、相続税の計算上、相続人が取得することとなる相続財産の種類が何であるのか（不動産か債権（不動産の引渡請求権）か）、さらにはその評価額がどのように算定するのが問題になります。

相続税法あるいは財産評価基本通達では、土地や建物の売買契約締結後に買主に相続が発生した場合の取扱いについて特段の明文規定等はありません。

2. 現行の実務の取扱い

現行の実務は、平成3年1月11日付国税庁資産税課情報第1号（以下「情報」という。）の取扱いに基づき、被相続人である買主に係る相続税の計算上の被相続人から取得した財産及び承継した債務の種類判定、そしてその財産及び債務の評価を行っています。今回は「情報」の取扱いについて、設例を用いて解説します。

【設例】

(1) 土地売買契約日	令和2年1月31日
(2) 相続開始日	令和2年3月23日
(3) 土地の引渡予定日	令和2年4月30日
(4) 売買契約代金	6,000万円
(5) 手付金	600万円
(6) 土地の路線価に基づく評価額	4,000万円

(1) 原則的な取扱い

買主に相続が開始した場合に相続人が取得した財産は、売買契約に係る土地や建物の引渡請求権とし、その評価額は売買契約に基づく土地や建物の取得価額（売買代金）の金額となります。また、その一方で相続人が承継した債務は、相続開始時における残代金支払債務とし、その額は売買契約に基づき、被相続人たる買主が負担することとなっている売買代金や仲介手数料その他経費で、相続開始の時点における未払相当額となります。

設例の場合のように、買主である被相続人が6,000万円で購入する売買契約を締結し、手付金600万円を支払った後、引渡前に相続が発生した場合は、6,000万円の土地の引渡請求権を課税財産として計上する一方で、未払となっている残代金5,400万円を債務控除の対象とします。

(2) 特例的な取扱い—その1

売買契約日から相続開始日までの期間が通常の売買の例に比較して長期間であるなど、上記(1)の取得価額の金額が相続開始日における土地や建物の引渡請求権の価額として適当でない場合には、別途個別に評価した価額によります。

(3) 特例的な取扱い—その2

買主に相続が開始した場合において、上記(1)にかかわらず、売買契約により取得する土地や建物を相続財産とする申告をすることも認められます。なお、この場合における土地や建物の価額は、財産評価基本通達により評価した金額となります。

この特例的な取扱いにより、設例の場合には、取得する財産を「土地」として、その評価額を4,000万円として申告することも認められます。一般的には、土地については売買代金よりも路線価等で評価した相続税評価額の方が低くなるケースの方が多いため、特例的な取扱いの場合の方が相続税上は有利になることが多いと思われます。

ただし、「情報」の(注)4では、「当該特例的な取扱いによる課税処分が訴訟事件となり、その審理の段階で引渡し前の相続財産が「土地等」として争われる場合には、相続財産が「土地等」としていてもその価額が当該売買価額で評価すべきである旨を主張する事例もあることに留意する。」との記載がありますので注意が必要です。

3. 小規模宅地等の特例の適用の可否

「情報」においては、上記2.(3)のとおり、土地の売買契約締結中に買主の相続が発生した場合における買主の相続財産を「土地」として申告することも認められています。この場合にその土地につき、小規模宅地等の特例の適用が受けられるかどうかについて

「情報」では特に言及していません。私見では、被相続人である買主は相続開始直前において土地を所有しているものとして取り扱われることになるため、当該土地が小規模宅地等の特例の適用要件を充足した場合については特例を適用することが可能であると考えますが、相続開始直前における被相続人等の居住の用及び事業の用に供していたのかという判定等には慎重な判断が必要となります。